

平成 26 年 6 月 26 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

理事長 小川 康恭 殿

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

監事 海野 哲也

監事 藤川 裕紀子

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 38 条第 2
項の規定に基づく財務諸表及び決算報告書に関する監事意見書

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 25 年度財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）及び決算報告書について監査した。

同法第 38 条第 2 項の規定に基づく監事の意見は、下記のとおりである。

記

1. 平成 25 年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）は、関係法令、研究所の業務方法書及びその他の諸規程等に従い、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
2. 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認める。
3. 会計監査人であるアーク監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

以上